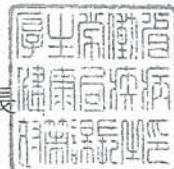


健疾発0909第1号
平成22年9月9日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長



労災保険におけるHIV感染症の取扱いについて(通知)

労災保険におけるHIV感染症の取扱いについては、平成5年10月29日付け基発第619号「C型肝炎、エイズ及びMRS A感染症に罹る労災保険における取扱いについて」により、事務処理を行っているところであるが、今般、平成22年9月9日付け基発0909第1号厚生労働省労働基準局長通達「労災保険におけるHIV感染症の取扱いについて」により、抗HIV薬の投与について、針刺し事故等の受傷後からの一連の処置として、今後、労災保険の保険給付として認めることとされたので、別添のとおり通知する。

については、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下関係機関に対し、本通知の周知をお願いする。

また、エイズ患者等が安心して医療を受ける体制の整備について、平成11年8月30日付け健医疾発第90号・医薬安発第105号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長・厚生省医薬安全局安全課長通知「針刺し後のHIV感染防止体制の整備について」により取組をお願いしているところでるので、引き続き、緊急措置としての抗HIV薬の予防服用を含め、感染予防のための対策が円滑に行われるよう、関係機関との連携を進められたい。

なお、医療従事者に発生した針刺し事故後のHIV感染防止に関しては、「医

療事故後のHIV感染防止のための予防服用マニュアル」(2007年7月改訂版。国立国際医療センター病院エイズ治療・研究開発センター) 及び「抗HIV治療ガイドライン」(2010年3月。平成21年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究(研究代表者:白阪琢磨)」)を参考にされたい。

(参考)

「医療事故後のHIV感染防止のための予防服用マニュアル」及び「抗HIV治療ガイドライン」の入手方法について

上記マニュアル及びガイドラインについては、エイズ予防情報ネット(API-Net)ホームページから入手可能である。

- 1 エイズ予防情報ネットホームページ (<http://api-net.jfap.or.jp>) にアクセス
- 2 ホームページ右上の「資料室」を選択し、資料室画面の「マニュアル・ガイドライン」を選択
- 3 次のとおりホームページからダウンロード
 - (1) 「医療事故後のHIV感染防止のための予防服用マニュアル」入手したい場合

「医療事故後のHIV感染防止のための予防服用マニュアル(2007年7月改訂版)」からダウンロード

- (2) 「抗HIV治療ガイドライン」入手したい場合
「抗HIV治療ガイドライン(2010年3月)」からダウンロード

基発 0909 第 1 号
平成 22 年 9 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険における HIV 感染症の取扱いについて

標記について、平成 5 年 10 月 29 日付け基発第 619 号「C 型肝炎、エイズ及び MRSA 感染症に係る労災保険における取扱いについて」(以下「感染症通達」という。) をもって指示したところであるが、今後、医療従事者等に発生した針刺し事故後、HIV 感染の有無が確認されるまでの期間に行われた抗 HIV 薬の投与については、労災保険の療養の範囲に含めることとし、下記のとおり感染症通達を改正するので、事務処理に当たっては適切に対応されたい。

記

感染症通達の記の 2 の(3)のイの(ロ)の b の後に次を加える。

- c 受傷等の後 HIV 感染の有無が確認されるまでの間に行われた抗 HIV 薬の投与は、受傷等に起因して体内に侵入した HIV の増殖を抑制し、感染を防ぐ効果があることから、感染の危険に対し有効であると認められる場合には、療養の範囲として取り扱う。